

新型コロナウイルス感染症拡大予防マニュアル

新型コロナウイルス (covid-19) 感染症拡大に伴い、『大阪府の感染拡大防止に向けた取組み』に基づき、本学における、令和2(2020)年度後期からの各事業の実施について、以下の通り定めるものとします。本マニュアルは、今後の感染症拡大状況により、その都度改訂を検討するものとします。

1. 新生活様式の遵守について

相愛大学生ならびに教職員は、国から示された「新しい生活様式」を積極的に取り入れ、遵守するよう心掛ける。すなわち3つの密(密閉、密集、密接)を回避し、毎日の行動履歴、体調管理を記録するなどの他、厚生労働省：接触確認アプリ「COCOA」や、大阪府：「大阪コロナ追跡システム」の利用を推奨する。

- ・ 新しい生活様式 <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641743.pdf>
- ・ 接触確認アプリ「COCOA」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
- ・ 大阪コロナ追跡システム http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_covid19/index.html

2. 授業について

新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、授業形態、授業時間、教室人数、教育活動を定めた、「相愛モデル」を授業方針とする。

新型コロナウイルス感染症に対する本学の授業方針 (相愛モデル)

2020/8/6 全学教務委員会 策定
2020/10/8 全学教務委員会 一部修正
2020/12/10 全学教務委員会 一部修正
2021/3/30 全学教務委員会 一部修正

目安となる「大阪モデル」のステージ	グリーン・イエローのステージ	レッドのステージ	感染爆発、クラスターの頻発など深刻な状況になった場合
	相愛モデル1	相愛モデル2	相愛モデル3
授業形態	・ 感染拡大防止対策を徹底した上で、原則「対面授業」 ※この場合でも、授業の全ての回を「対面」で行うのではなく、「対面授業に代わる授業方法」を組み合わせることも可	・ どうしても「対面授業」が必要と判断される科目のみ、対面授業 ※対面授業に代わる授業方法の推奨	・ 全てを対面授業に代わる授業方法で実施
授業時間	・ 通常授業時間 1 限目 9時20分～10時50分 2 限目 11時00分～12時30分 3 限目 13時20分～14時50分 4 限目 15時00分～16時30分 5 限目 16時40分～18時10分 6 限目 18時20分～19時50分	・ 短縮授業 (50分授業+40分程度の課題) 1 限目 10時00分～10時50分 2 限目 11時10分～12時00分 3 限目 12時50分～13時40分 4 限目 14時00分～14時50分 5 限目 15時10分～16時00分 6 限目 16時10分～17時00分	
教室人数	・ 「3密」を回避するため、履修者数に応じて教室を変更	・ 「3密」を回避するため、履修者数に応じて教室を変更	
教育活動	・ 感染リスクの高い活動 (近距離での活動、合唱・管楽器演奏等) については感染症対策の更なる徹底	・ 感染リスクの高い活動 (近距離での活動、合唱・管楽器演奏等) を実施しない	・ 大学内での教育活動はなし

※新型コロナウイルス感染症が収束した段階で、通常に戻ります。

※本学関係者(学生を含む)に新型コロナウイルス陽性者が出た場合は、保健所の指導に従い、立ち入り制限等の措置を講ずることがあります。

※大阪府から発信される情報によって、上記と異なるケースによって実施する場合があります。

★本方針は、大阪府による「学校における新型コロナウイルス感染拡大第2波への備え」を参考に策定。

「相愛モデル」における注意事項

- (1) 「適度な距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染予防対策を徹底する。
- (2) 授業中は1回以上の換気を行う。(90分授業の場合、少なくとも5～10分程度)
- (3) 使用する備品(机、キーボード、マイク、リモコン等)は、除菌シート等で清拭し、使用したものは必ずゴミ箱に捨てる。
- (4) 授業中、体調不良になった場合は授業を中断する。学生の場合は、退席し帰宅する。教員の場合は、授業を中止する(残りの授業内容については補講等で保証する)。その後の対応については、「3. 健康管理」に従う。
- (5) 学外実習については、国や各自治体のガイドラインを遵守し、学部等からの指示に従う。
- (6) 感染リスクの軽減を目的に、対面に代わる授業を実施する場合がある。その際は担当教員の指示に従う。

3. 健康管理

学生は、毎日「健康観察記録表」を記録し、「予防と対応のフローチャート」に則り、必要時は「自宅待機申請書」を提出し、保健室からの連絡に従って自宅待機をすることとする。自宅待機期間が終了した後、初回の登校時には必ず「健康観察記録表」を保健室に提出し、登校許可書を受け取り、教学課にて欠席届の手続きをする。

教職員においても「健康観察記録表」を記録し、「予防と対応のフローチャート」を準用する。なお自宅待機等の報告は所属長を通じて総務課へ行うこととする。

- ・ 「予防と対応のフローチャート」 最終頁参照
- ・ 「健康観察記録表」
<https://www.soai.ac.jp/information/news/pdf/helthsupport.pdf>
- ・ 「自宅待機申請書」
<https://forms.office.com/r/tCcECzRUaN>

4. イベント・公開講座・説明会等

不特定多数が集まるイベント等については、本学の運営上必要なもののみ開催する。また開催の場合は、収容人数、待機場所における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、場内の換気など感染症拡大予防の取り組みを講じ、主催者(各部署)にて適切に判断し実施する。

5. 図書館

図書館において、以下の感染症拡大予防の取り組みを講じる。

- (1) 入館者登録の徹底。
- (2) 閲覧室入口での手指消毒の徹底。
- (3) 返却図書は2日間保管をしたのち書架へ配架する。
- (4) 資料の返却は、郵送や宅配便での受付も可能とする。
- (5) 書架から取り出した資料等は、返却台に戻すよう徹底する。
- (6) ビニールブックカバー、視聴覚資料、入退館ゲート、机、什器等の消毒の徹底。
- (7) 扉、窓の一部を開放し、常時換気を行う。

6. 食堂・ラウンジ等の利用

利用者間の密度が高く、対話が発生しやすいことを踏まえ、以下の感染症拡大予防の取り組みを講じる。

- (1) 昼休み等の混雑時は利用を制限することがある。
- (2) 食堂利用の際は、必ず手洗い又は手指消毒を行い、座席は十分に間隔をあける。
- (3) 券売機等に列ができる場合は、前後十分な距離をあける。
- (4) 利用者は大声での会話は控え、マスクの着用と食事等が終了次第、速やかに退席するなど滞留時間を短くする。
- (5) 出入り業者においても、健康・衛生管理を徹底する。

7. 課外活動等

- (1) クラブ活動は、コロナ感染防止対策を行い、参加者名簿を作成の上、顧問の許可を得たうえで活動を認める。(緊急事態宣言やまん延防止措置が発令された場合、別途協議)
- (2) クラブの合宿や遠征など、宿泊を伴う行事・イベントについては、当面の間、中止とする。やむを得ず実施する場合は、事前に必ずその旨を学生支援センターへ相談すること。
- (3) 風通しの悪い空間で、人と人が至近距離で会話する行事や飲食を伴うイベント(立食パーティー、懇親会、歓送迎会、自宅での大人数の飲み会など)についても、当面の間、自粛とする。
- (4) 演奏会、ライブなど、学外者を招いての活動については、コロナ感染防止対策を行い、参加者名簿を作成の上、担当教員等の許可を得たうえで活動を認める。(緊急事態宣言やまん延防止措置が発令された場合、別途協議)
- (5) 3つの密(密閉、密集、密接)が生じやすいアルバイト、カラオケボックスへの入店、イベント等への参加、複数人との行動はなるべく避ける。

8. 施設・設備の利用上の留意点

- (1) 共用エリア、教室（講義演習室、コンピューター教室、実験実習室、レッスン室）、音楽学部練習室、トレーニングルーム等では、密集の回避、手指消毒、マスク着用、室内の換気を徹底する。
- (2) 教室（講義演習室、コンピューター教室、実験実習室、レッスン室）を利用した際は、室内の必要な場所、什器等の消毒を行う。
- (3) 学内施設・設備の利用については、管理部署が個別に定める指示に従うこと。

9. 学生・教職員の入構

入構は原則として、次の場合に限り認める。ただし、学生・教職員を問わず、体調不良や発熱等の症状がみられる場合は、学内への入構を控えること。

- (1) 対面授業を受講する者およびその担当者。
- (2) 対面に代わる授業を受講するために学内施設を利用する者。
- (3) その他、学部、学科、合同研究室、各部署が認めた者。
- (4) 入構時にはマスクを着用し、設置ブースにて、手洗い、手指消毒を行う。

10. 学外者の入構

- (1) 各守衛室にて記名等を義務付け、学外者の入構を適切に管理する。
- (2) 入構時にはマスクの着用と、設置ブースでの、手洗い、手指消毒を要請する。
- (3) アポイント無しの学外者は、入構を制限する場合がある。
- (4) 学外者への学内施設の利用は、原則として所定の手続きにより、許可したものについてのみ認める。

11. 公務および研究活動における出張

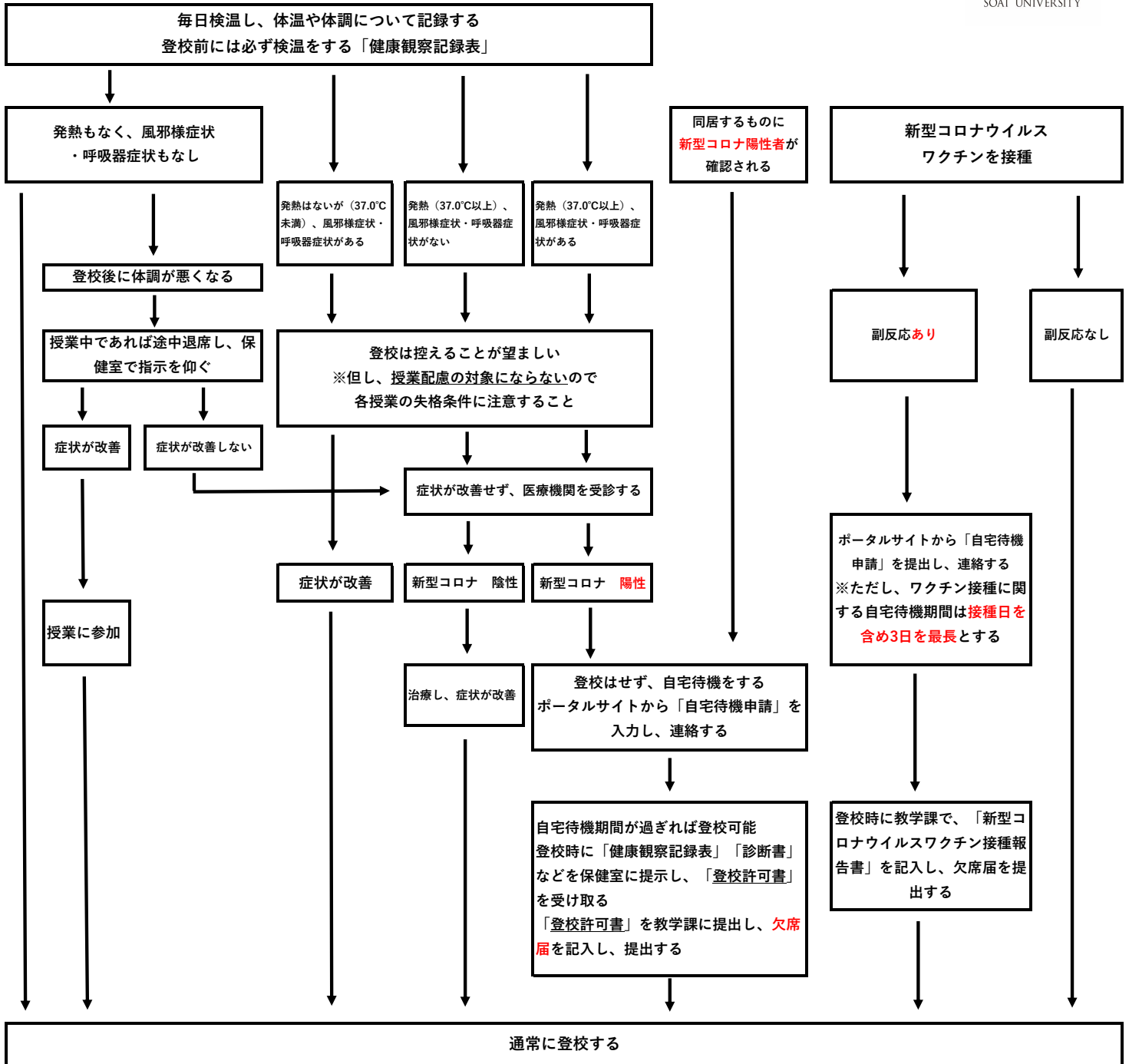
公務出張は、オンライン等で代替可能な事案のものについては、可能な限りオンライン等で対応する。必要性がある場合のみ出張を認める。その際は、出張先の自治体ガイドラインに従い行動する。国外への出張の場合は、その国および出張先のガイドラインに従い行動し、帰国に際しては国の指導に従う。研究活動における出張についても、公務出張と同様の扱いとする。

12. 学内で感染者が発生した場合

- (1) 学生または教職員に感染が判明した場合は、関係諸機関と当該感染者の症状の有無、行動履歴、感染経路等を確認しつつ、総合的に判断し、必要な場合は学校保健安全法に基づく措置を講じる。
- (2) 感染者にかかる情報については、状況に応じ、公表の可否を検討するものとする。
- (3) 当該感染者や濃厚接触者が差別・偏見・誹謗中傷の対象とならないよう、十分に配慮する。

以 上

新型コロナウイルス感染症（フローチャート）



風邪様症状：くしゃみ、鼻水、鼻づまり、のどの痛み、全身倦怠感など

呼吸器症状：咳、たん、胸痛など